

知多市公告第 3 3 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

送達すべき書類は、知多市総務部税務課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

令和 6 年 4 月 1 2 日

知多市長 宮 島 壽 男

送達を受けるべき者	住 所 (所在地)	別紙による
	氏 名 (名 称)	別紙による
送達すべき書類名	令和 6 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	

備考 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。